

高松市長 殿

高松市情報公開・個人情報保護審査会

会長 阿部 晶子

行政文書の公開及び一部公開決定に係る審査請求について（答申）

令和元年12月17日付け高土第637号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

2 本件公開請求の内容及び実施機関が公開又は一部公開した文書

審査請求人が、高松市情報公開条例（平成12年条例第39号。以下「条例」という。）に基づき、高松市（以下「実施機関」という。）に対し、公開請求した行政文書の内容及び実施機関が公開又は一部公開した文書（以下、「本件公開文書」という。）は、次のとおりである。

（1）本件公開請求の内容

次の行政文書の公開を求めるものである。

修正申出書（国土調査）一式

高松市仏生山町字松ノ上乙33番1、乙38番

令和元年6月10日申請

（2）本件公開文書

ア 修正申出書（国土調査）

イ 不動産調査報告書

- ウ 境界確定書（平成31年1月29日確定分）
- エ 境界確認書（平成30年9月25日確認分）
- オ 境界確認書（平成30年11月1日確認分）
- カ 境界確認書（平成30年11月5日確認分）
- キ 境界確認書（平成31年1月25日確認分）
- ク 筆界特定書の写しの送付について

3 本件審査請求に係る事実の経過

- 令和元年 7月17日 : 実施機関が審査請求人からの本件公開請求に係る行政文書公開請求書を受付
- 令和元年 7月31日 : 実施機関が行政文書の公開等を決定（以下「本件公開決定」という。）
- 令和元年 8月19日 : 実施機関が審査請求人からの本件公開決定に係る審査請求書を受付
- 令和元年10月 9日 : 実施機関が審査請求人に対して本件審査請求に係る補正命令書を送付
- 令和元年10月15日 : 実施機関が審査請求人からの本件審査請求に係る補正書を受付
- 令和元年11月12日 : 実施機関が審査請求人に対して弁明書を送付
- 令和元年11月18日 : 実施機関が審査請求人からの反論書を受付

4 審査請求人の主張

本件審査請求における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

(1) 水路の表記を抹消したことの記述の不存在について

審査請求人は、実施機関が不動産登記法第14条第1項に規定する地図（以下「14条地図」という。）から、水路の表記を抹消（地図訂正）したことについて、実施機関が高松法務局に提出した書類及び手続に関する全部の資料の公開を求めた。

しかし、本件公開文書には、水路の表記を抹消したことの記述が全く存在しないことから、非公開とされた部分が存在すると考えられる。

(2) 水路の表記を抹消したことの根拠を示す記述の不存在について

本件公開文書には、水路を消すことの根拠を示す記述が存在しない。本件地図訂正に関し、実施機関は、〇〇氏（以下「甲」という。）から、「水路は元々ないものであり、14条地図は誤りであるので訂正を求める」旨の地図訂正申出書を受理していると考えられる。

そのため、実施機関が法務局に提出した「修正申出書（国土調査）」（以下「本件修正申出書」という。）にも、上記申出を支持した記述があるはずである。それが存在しなければ法務局に「水路を消す意」は伝わらない。

したがって、隠されている文書（記述部分）が存在するのは明白である。

（3）境界確認書の不足について

地図修正申出書には、関係人全員の境界確認書が必要と思われるが、本件公開文書には〇〇氏（以下「乙」という。）と審査請求人のものが存在しない。乙及び審査請求人の境界確定書が勝手に作られた可能性がある。

5 実施機関の主張

実施機関は、本件公開決定の理由を概ね次のとおり主張し、本件公開決定について適法かつ妥当であるとする。

（1）水路の表記を抹消したことの記述の不存在について

本件公開文書中、本件修正申出書は、実施機関から高松法務局に対して、14条地図における当該水路の記載を、「土地所在図」に示した訂正前から訂正後のとおり訂正することを申し出た（以下「本件修正申出」という。）ことを示すものである。

そして、本件修正申出書の鑑の「高松法務局」の押印及び「訂正済」の記載から、高松法務局が、本件修正申出に基づいて、地図訂正を行ったことが分かる。

したがって、水路の表記を抹消したことの記述が全く存在しないことから、非公開とされた部分が存在するという審査請求人の主張は失当である。

（2）水路の表記を抹消したことの根拠を示す記述の不存在について

本件修正申出書には、審査請求人の主張するような、甲の申出内容を実施機関が支持したことを示す記載はない。

非公開部分については、本件公開決定の通知書に「公開しない部分」として示した箇所のみであり、審査請求人の主張する「隠されている文書（記述部分）」は存在しない。

（3）境界確認書等の不足について

審査請求人は、本件公開文書に乙及び審査請求人が所有する土地に係る境界確認書が含まれていないことについて主張する。

しかし、乙の所有する土地に係る境界確認書については、本件修正申出の対象土地と乙の所有する土地が隣接していないため、本件修正申出書への添付を求められておらず、実施機関としても取得していない。

また、審査請求人の所有する土地に係る境界確認書については、本件修正申出の対象土地と審査請求人の所有する土地に係る高松法務局による筆界特定がなされていることから、添付を求められておらず、実施機関としても取得していない。

さらに、境界確定書も作成されていない。

したがって、審査請求人の主張する境界確認書及び境界確定書については、実施機関は保有していないものである。

6 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張、実施機関に提示させた本件公開文書の見分並びに実施機関に対して事実の陳述をさせた結果に基づき審査し、次のとおり判断する。

(1) 本件公開請求の内容及び該当する行政文書について

本件公開請求の内容を客観的に見れば、実施機関が、高松法務局に対して提出した修正申出書及びその添付書類を指すものであると考えられる。

ただし、当該文書自体は、同日、高松法務局に提出されていることから、本件公開請求の内容に該当する行政文書は、当該文書の控えとして実施機関が保有する文書であると解すべきである。

このような理解に基づき、本件公開文書を見れば、いずれも、甲の所有するものとされる高松市仏生山町字松ノ上乙33番1及び乙38番に係る14条地図の訂正に関する文書であり、本件修正申出書及びその添付書類として高松法務局に提出された文書の控えとして実施機関が保有しているものと認めることができる。

他方、当審査会において、本件公開文書の見分及び実施機関に事実を陳述させた結果、本件公開文書の他、本件公開請求の内容に該当する行政文書を実施機関が保有していると認めることはできない。

したがって、本件公開文書をもって、本件公開請求の内容に該当する行政文書が公開されているものと認められる。

(2) 水路の表記を抹消したことの記述の不存在について

審査請求人は、実施機関が14条地図から当該水路の表記を抹消することの記述が存在しないとして、本件公開文書に非公開部分がある旨を主張する。

この点について、本件修正申出書には、表題「修正申出書（国土調査）」、その下部に「目的 地図訂正、地積更生」、「修正の申し出をします。」との記載がなされている。さらに下部の表には、「高松市仏生山町字松ノ上」に所在する地番「乙33番1」の土地について、「錯誤」を原因として地積を「703.08㎡」から「1043.83㎡」に修正することを示す記載がある。同じく高松市仏生山町字松ノ上に所在する地番「乙38番」の土地について、「錯誤」を原因として地籍を「279.00㎡」から「339.62㎡」に修正することを示す記載がある。

また、各土地の備考欄には、「添付土地所在図のとおり訂正」との記載が存在する。当該「添付土地所在図」を見れば、「訂正前」と記載された地図において見られる乙33番1の土地及び乙38番の土地に接する水路部分の記載が、「訂正後」と記載された地図には表示されていない。

そして、本件修正申出書の鑑には、「高松法務局」の押印及び「訂正済」との記載がなされていることから、高松法務局が、本件修正申出書に基づき、当該水路部分を含む対象土地について、地図訂正及び地籍更生を行ったことが認められる。

したがって、実施機関が14条地図から当該水路の表記を抹消することの記述が存在しないとして、本件公開文書に非公開部分があるとの審査請求人の主張は、認めることができない。

(3) 水路の表記を抹消したことの根拠を示す記述の不存在について

審査請求人は、本件修正申出書には、14条地図の訂正に関して、甲が実施機関に対して行った申出の内容を実施機関が支持したことを示す記載がないため、非公開部分が存在すると主張する。

これに関して、当審査会が実施機関に事実の陳述をさせたところ、次の事実が判明した。

すなわち、実施機関が高松法務局に対して、本件修正申出書を提出する前段で、甲から実施機関に対して、当該水路に係る14条地図の誤りの訂正を求める申出があり、実施機関内部で当該申出内容の妥当性を審査した文書が存在する。

また、甲から実施機関に対して、当該水路に係る14条地図の「誤り等訂正申出書」の提出がなされている。併せて、実施機関は、高松法務局により、当該水路を含む土地の筆

界特定がなされていたことから、当該水路に係る14条地図の誤りを認め、高松法務局に対して、地方税法第381条第7項の規定に準じて、14条地図及び登記簿の修正を求めするために、本件修正申出書を提出したものである。

しかしながら、上記「(1) 本件公開請求の内容及び該当する行政文書について」のとおり、本件公開請求の内容を客観的に見れば、本件公開請求の内容に該当する行政文書は、実施機関が、高松法務局に対して提出した修正申出書及びその添付書類の控えとして実施機関が保有する文書であると解すべきであり、本件修正申出書を提出する前段において、甲から実施機関に対して提出された文書や実施機関内部で意思決定を行った文書は、本件公開請求の内容に該当する行政文書とはいえない。

(4) 境界確認書等の不足について

当審査会において、本件公開文書を見分等した結果、実施機関の主張のとおりと認められる。

(5) 結論

よって、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求書及び反論書における審査請求人のその余の主張は、本件公開決定に対する不服であるとは認められないことから、本審査会の判断を左右するものではない。

(6) 付言

なお、実施機関が条例に基づき公開した文書に、公開請求を行う者の真に求める行政文書が含まれているか否かは別に検討すべき問題である。

すなわち、公開請求書の「知りたい行政文書の内容」に記載されたとおりに公開決定がなされたとしても、当該記載自体が、公開請求を行う者の真に求める行政文書を含む表現になっていない場合には、当該公開請求に基づく公開決定が、その者の真意を反映したものとはならないことがある。

このような事態を防ぐためには、実施機関の保有する行政文書の内容を把握し得る職員において、公開請求を行う者から、知りたい行政文書の内容を丁寧に聞き取り、行政文書の特定に係る必要な情報を提供することが重要である。条例第24条には、「実施機関は、公開請求をしようとする者が容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。」と規定されており、当該規定の趣旨からも、実施機関の職員には、上記のような対応が求められるものというべきである。

審査請求人の反論書には、実施機関が本件修正申出を行うに至った経緯、すなわち実施機関内部の意思決定に係る資料を確認したいという趣旨が読み取れるような箇所も存在する。仮に、審査請求人が、そのような行政文書を含めて公開請求したいという意図であったのであれば、公開請求書の記載が、審査請求人の真意を適切に反映していないこととなる。

今後において、公開請求をしようとする者が、公開請求書の「知りたい行政文書の内容」欄を記入するに当たり、自らの真に求める行政文書が含まれる表現となるよう、実施機関の職員が適切に情報を提供し、公開請求をしようとする者の文書の特定に助力すべきである。そのためにも、実施機関として、今一度、上記条例の趣旨を確認することを求めたく、本答申に付言することとしたい。

7 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 元年 12月 17日	諮問書受理
令和 2年 2月 6日	実施機関の公開・非公開理由の聴取及び争点の審査
令和 2年 4月 21日	答申